

第9回独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済 機構分科会

1. 日時

平成22年8月4日（水）午後14時00分～午後16時05分

2. 場所

中央合同庁舎3号館10階 共用会議室A

3. 出席者（五十音順、敬称略）

石田東生、井出多加子、上村多恵子、太田和博、梶川融、角紀代恵、
野本修、水尾衣里

4. 議題

- (1) 平成21年度の決算について
- (2) 平成21年度の業務実績評価について
- (3) 第1期中期目標期間の業務実績評価について
- (4) 退職役員の業績勘案率の決定について

5. 議事概要

(1) 平成21年度の決算について

機構から平成21年度決算の概要を説明した後、質疑が行われ、大臣に具申すべき意見はない旨議決された。

これについて、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

<質疑の概要>

- 負債の内訳を見ると、多額の借入金が増えているが、どういうことの結果か。
→ 旧公団時代に調達した長期借入金の中で、H21年度に返済期目を迎えたものがあつたためである。なお、機構発足以降の資金調達は、債券発行によつている。
- 機構が保有している債務の平均金利はどのくらいか。
→ 有利子債務の平均資金コストは、H21期末時点で1.59%である。
- 資産運用はどの程度行つているのか
→ 機構では、毎年3兆円程度の借換えのための資金調達を行つているが、多額の市場からの調達であるので、年間を通じて平準的に発行している。資金繰りの結果、手許現金が生じた分を短期間運用しているものであり、資産運用というほどのものではない。
- 利益剰余金と減価償却費が債務返済にあたるという理解でよいか。
→ そのとおりである。独法会計においては、民間並みの財表を作成することとなつており、機構の場合も利益を一旦計上し、その見合いの資金とノンキャッシュ

費用である減価償却費に見合う資金で債務返済に充てている。国民や利用者から更に理解を得られるよう、ホームページ等を使い努力して参りたい。

- 有利子債務残高が計画値より5661億円下回ったが、その要因は何か。
 - 貸付料収入が計画値に比べると下がっているが、近年は金利水準が低く、資金調達コストが安価となったこと、金利を下げる様々な削減努力が実を結んだこと、また会社の建設コスト削減努力により引受ける債務額が予定よりも低かったことから生じたおよそ250億円が実質的な要因である。

(2) 平成21年度の業務実績評価について

機構から第一期中期計画の総括及び「決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報（平成21年度）（案）」の説明が行われた後、分科会長より各委員の個別項目に係る事前評価をもとに作成した分科会長私案が示され、各委員の評価が分かれた項目や評価項目について、主に討論が行われた。最終的に分科会長私案に賛成する旨、委員の了解が得られ、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

<討論の概要>

- 業務コストの縮減に関する評価について
 - 各委員の事前評価では、評定がSとAの半々に分かれている。平成20年度から平成21年度の一般管理費の削減だけをみても調査研究費を除いても対前年度と比較して4%の削減を図っていることなどから当分科会としては、S評定とすることとなった。
- 評価項目の見直しについて
 - 機構が調査を行い、発行している調査レポートは勉強になる。業務の質やクオリティが評価できるように評価項目を見直してもらいたい。ただし、これ以上、評価項目を増やすことには反対であるが。

(3) 第1期中期目標期間の業務実績評価について

分科会長より各委員の個別項目に係る事前評価を元に作成した分科会長私案が示され、各委員の評価が分かれた評価項目について、主に討議が行われた。最終的に分科会長私案に賛成する旨、委員の了解が得られ、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

<討議の概要>

- 積極的な情報開示について
 - 各委員の事前評価では、評定がSとAの半々に分かれている。また、これまでの年度評価を見ても評価が分かれてきたところであるが、中期目標期間トータルとして機構の取り組みをみると情報開示という目的に初めての体制で取り組んで、様々な努力を行ってきている。このため、当分科会としては、トータルとしてSと評定することとなった。

- 人件費の削減として、15.9%の削減を行っているが、その要因は経営努力などによるものなのか。
 - 管理職の数を削減し、若手中心にシフトしたことによるものである。

(4) 退職役員の業績勘案率の決定について

機構から退職役員の業績勘案率の概要及び機構の案を説明した後、以下の内容とする討議が行われた。

- ・ 今回対象となっている退職者のうち二人は、機構草創期に中枢としての役割を果たしていること。
- ・ 機構の立ち上がりから業務に携わり、大きな責任が伴う中で様々な知恵や工夫を凝らし、顕著なリーダーシップに帰せられるべき業績をあげられていること。
- ・ 資金調達ではディープ・ディスカウント債について、表彰を受けていること。
- ・ 一方で、平成21年度に会計検査院から指摘があった占用料の徴収不足については、平成22年3月末までに徴収を終えているとともに、今後の再発防止を図るため、占用料の減免基準の明確化など抜本的な対策を講じていること。
- ・ 昨今の時勢を鑑みると評価を上げることは厳しいこと。
- ・ 評価基準上、個人に対して相当な業績がない限り1.0以上はつけられないこと。

以上のことから、加算要因として考慮する事項はあるものの、減算要因は見あたらない。しかし、独法全体の措置状況を勘案し、この分科会では、機構の案のとおり1.0を承認し、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。

なお、評価方法について、個人の業績と法人の業績の線引きが難しいことや賞などを受賞した場合であってもインセンティブが働かず、評価が頭打ちとなってしまうと志気が上がらなくなってしまうのではないかなどの意見もあった。

(5) その他

各府省の独立行政法人評価委員会の評価結果については、政策評価・独立行政法人評価委員会で「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」に基づく二次評価が実施されることとなるため、分科会長に「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」に基づく、分科会長私案を作成頂いた。

分科会長私案については、各委員から意見を伺い、頂いた意見を踏まえて、分科会長から国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に報告することとされた。